

諮問第1号

前橋市国民健康保険運営協議会 様

国民健康保険税のうち、令和8年度以降に新たに課税する子ども・子育て支援納付金課税額に係る税率等を下記のとおり定めたいので、前橋市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

令和8年2月5日

前橋市長 小川



記

1 子ども・子育て支援納付金課税額に係る税率等

(1) 税率及び額

区 分	税率・額
所得割額	0.3%
被保険者均等割額	1,200円
18歳以上被保険者均等割額	100円
世帯別平等割額	800円

(2) 課税限度額 3万円

(3) 軽減措置

ア 低所得世帯

区 分	軽 減 額	
被保険者均等割額	7割軽減世帯	840円
	5割軽減世帯	600円
	2割軽減世帯	240円
18歳以上被保険者均等割額	7割軽減世帯	70円
	5割軽減世帯	50円
	2割軽減世帯	20円
世帯別平等割額	7割軽減世帯	560円
	5割軽減世帯	400円
	2割軽減世帯	160円

イ 出産被保険者

出産予定の被保険者又は出産した被保険者の産前産後期間に係る所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額を減額する。

ウ 18歳未満被保険者

18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者に係る被保険者均等割額を10割減額する。